要な事項として、国会職員法第二十五条第三項の規定に基づき定められるもののうち内閣総理大臣が定める事項を定め、又は改廃しようとするときは、施行日の二月前までにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、当該届出（施行日から施行日以後二月を経過する日までの間に当該内閣総理大臣が定める事項を定め、又は改廃しようとする場合におけるものに限る。）をした者は、施行日から起算して二月を経過する日までの間は、第四条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

一　衆議院事務局（衆議院法制局及び裁判官訴追委員会事務局を含む。）

二　参議院事務局（参議院法制局及び裁判官弾劾裁判所事務局を含む。）

三　国立国会図書館

3　行政執行法人（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）の長は、公布の日から施行日の前日までの間及び施行日から施行日以後二月を経過する日までの間に、法附則第十二項から第十四項まで及び第十六項の規定を施行するために必要な事項として、給与の支給の基準（独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準をいう。）のうち内閣総理大臣が定める事項を定め、又は改廃しようとするときは、施行日の二月前までにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、当該届出（施行日から施行日以後二月を経過する日までの間に当該内閣総理大臣が定める事項を定め、又は改廃しようとする場合におけるものに限る。）をした者は、施行日から起算して二月を経過する日までの間は、第四条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

別表第一（第二条関係）

事務次官（外交領事事務に従事する職員で内閣総理大臣が定めるものを除く。）	六十二年
外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項の庁に限る。）の長官	
会計検査院事務総長	
会計検査院事務総局次長	
人事院事務総長	
内閣衛星情報センター所長	
内閣審議官のうち、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）第一条第四項各号に規定するもの	
内閣法制次長	
内閣府審議官	
地方創生推進事務局長	
知的財産戦略推進事務局長	
科学技術・イノベーション推進事務局長	
公正取引委員会事務総長	
警察庁長官	
警察庁次長	
警視総監	
カジノ管理委員会事務局長	
金融国際審議官	
消費者庁長官	
デジタル審議官	
総務審議官	
外務審議官（外交領事事務に従事する職員で内閣総理大臣が定めるものを除く。）	
財務官	
文部科学審議官	
厚生労働審議官	
医務技監	
農林水産審議官	
経済産業審議官	
技監	
国土交通審議官	
地球環境審議官	
原子力規制庁長官	
防衛事務次官	
防衛審議官	
防衛監察監	
防衛装備庁長官	
防衛技監	
国会職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの	
行政執行法人の職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの	
給与その他の処遇の状況がこれらに類する者として内閣総理大臣が定めるもの	
研究所、試験所等の副所長（これに相当する者を含む。）で内閣総理大臣が定めるもの	六十三年
宮内庁の職員のうち、次に掲げる職員	
一　内舎人、上皇内舎人及び東宮内舎人	
二　式部副長（内閣総理大臣が定めるものを除く。）及び式部官	
三　鷹師長及び鷹師	
四　主膳長及び副主膳長	
皇宮警察学校教育主事	
在外公館に勤務する職員（一般職の職員の給与に関する法律に規定する行政職俸給表㈠又は指定職俸給表の適用を受ける職員に限る。）及び外務省本省に勤務し、外交領事事務に従事する職員で内閣総理大臣が定めるもの	
海技試験官	
原子力規制委員会の職員のうち、次に掲げる職員	
一　上席原子力防災専門官	
二　原子力防災専門官	
三　原子力艦放射能調査専門官	
四　上席放射線防災専門官	
五　統括核物質防護対策官	
六　主任安全審査官	